

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（ムーブ町屋空調機用ドレン管調査用掃除口取付及び詰まり部除去）	No.5200635
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年12月7日	
契約金額	1,300,200円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社太平エンジニアリング (法人番号：2010001004567)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（ムーブ町屋空調機用ドレン管調査用掃除口取付及び詰まり部除去）
指定業者 （案）	名称 株式会社太平エンジニアリング 所在地 東京都文京区本郷1-19-6 代表者 代表取締役 後藤 悟志
指定理由	<p>本件は、ムーブ町屋4階の空調機ドレン管が老朽化により、現在稼働ができない状態となっているため、利用者の健康・安全な運営体制確保の観点から、至急で修繕を実施するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、上記業者は、ムーブ町屋の空調機室のみだけでなく、住宅棟を含めたセンター町屋の建物全体の保守・修繕を行っているため、本施設における空調機の関連配管設備の現状・構造を熟知している。また、作業範囲がムーブ町屋の管轄を超える区分まで拡大した場合、センター町屋管理組合等との調整が必要となる可能性があることから、建物の保守業者である上記業者であれば効率的で確実な対応が期待できる。</p> <p>以上の理由から、早急な契約締結、及び限られた期間内での確実な履行を担保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 （緊急の必要により競争入札に付することができないとき）